



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ  
代 表 社 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 岡 浩  
(コード番号 6731 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 御 前 仁 志  
(TEL 06-6633-3500)

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役は、当社が法令・定款を遵守した企業活動を経営の基盤とすることを認識するとともに、コンプライアンスを遵守した組織・体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、コンプライアンスに対する取組みを全社横断的に推進する。
  - ・ 内部監査室は、コンプライアンス遵守状況を監査し、代表取締役社長並びに必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
  - ・ 全使用人にコンプライアンスの徹底を図るため、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を設置し、運営する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社文書管理取扱規程に従い、適切に保存・管理・運用する。また、取締役及び監査役の要望があるときはこれを閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 取締役は、リスクを管理するための体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、リスク管理に対する取組みを全社横断的に推進する。
  - ・ 不測の事態が生じた場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の支援を得て早急に対処し、損失を最小限に抑える。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役は、職務分担を明確化し、職務権限規程・職務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、業務の効率的な遂行を図る。
  - ・ 定時取締役会は毎月 1 回開催する。また必要に応じ臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を報告する。
  - ・ 取締役会にて、中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を定め、各部門はその目標達成に向け業務を遂行する。

5. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 関係会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は関係会社の職務執行を監視・監督し、監査役は関係会社の業務執行状況を監査する。
  - 当社は、関係会社がコンプライアンスを遵守し、独立性・独自性を堅持した企業運営を行うことを尊重する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいない。但し、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲で設置するものとする。
  - 監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び人事考課は、監査役との協議の上決定する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、重要な会議へは常勤監査役が出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねることとする。
  - 取締役及び使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行に関する事項の報告を行う。
8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 代表取締役社長は、監査役会との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
  - 監査役は必要に応じて内部監査室、会計監査人並びに顧問弁護士と協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じて連携を図る。

以上